

令和3年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- 令和3年4月1日現在の待機児童数は、16人となりました。
- 保育所等利用申請者数は 72,527人、保育所等の利用児童数は 69,685人でした。
なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は 2,842人で、うち 1,435人が 育休関係の方でした。
- 引き続き、待機児童数ゼロを目指して、地域の状況を詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用したうえで、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士等の確保について、採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区分	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R3-R2
就学前児童数	175,243	171,503	165,549	▲ 5,954
保育所等利用申請者数(A)	69,708	71,933	72,527	594
利用児童数(B)	66,477	68,512	69,685	1,173
保留児童数(C) = (A) - (B)	3,231	3,421	2,842	▲ 579
横浜保育室等入所数(D)	774	661	455	▲ 206
横浜保育室・川崎認定保育園	219	152	107	▲ 45
幼稚園等預かり保育	92	92	87	▲ 5
事業所内保育施設・企業主導型保育事業	215	229	145	▲ 84
年度限定保育事業	169	119	75	▲ 44
一時保育等	79	69	41	▲ 28
育休関係(E)(*1)	797	1,265	1,435	170
求職活動を休止している方(F)(*2)	294	214	101	▲ 113
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	1,320	1,254	835	▲ 419
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	46	27	16	▲ 11

(*) 補足説明

- *1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されている方のうち、復職の意思を確認できない方
- *2 求職活動を休止している方：ご自身等でお子さんを見ながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- *3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにもかかわらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の約9割を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	2人	11人	2人	1人	0人	0人	16人
	12.5%	68.8%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%
保留児童数	587人	1,628人	409人	126人	55人	37人	2,842人
	20.7%	57.3%	14.4%	4.4%	1.9%	1.3%	100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Aランク、Bランクの方が多く、ともに4人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G以下	計
R3年4月	4人	4人	2人	1人	0人	2人	3人	16人
	25.0%	25.0%	12.5%	6.3%	0.0%	12.5%	18.8%	100.0%

※ランクについては、10ページの参考資料4をご参照ください。

(4) 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園 886 園のうち、364 園 (2,293 人) で定員外入所を実施している一方、475 園 (3,085 人) で定員割れが生じています。

	定員外入所数			定員割れ人数			
	R2年4月 (A)	R3年4月 (B)	差引 (B-A)	R2年4月 (A)	R3年4月 (B)	差引 (B-A)	
施設数	377園	364園	▲13園	437園	475園	38園	
人数	2,458人	2,293人	▲165人	2,804人	3,085人	281人	
内訳	0歳児	▲75人	▲103人	▲28人	726人	639人	▲87人
	1・2歳児	1,323人	1,292人	▲31人	319人	317人	▲2人
	3～5歳児	1,210人	1,104人	▲106人	1,759人	2,129人	370人

※市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠は、開所後2年間は定員割れの算定から除く。
 ※各施設の総定員数に対して利用児童数が上回っている場合を定員外入所、下回っている場合を定員割れとして集計。

2 令和3年度の待機児童対策の取組

凡例：【R2】令和2年度実績 【R3】令和3年度予算

(1) 整備量内訳

取組		【R2】	【R3】
I 保育所等の新設等による定員増			
認可保育所		850人	1,570人
横浜保育室の認可移行支援等		86人	47人
認定こども園		446人	124人
地域型 保育事業	小規模保育事業	348人	366人
	家庭的保育事業	8人	10人
II その他の取組			
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲129人	▲129人
幼稚園等での預かり保育の拡充		180人	108人
企業主導型保育事業		369人	59人
合計		2,158人	2,155人

(2) 保育所等の整備に関する取組

幼稚園等での預かり保育や、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で、大規模な宅地開発などによりなお受入枠が不足するエリアについては、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で2,155人分の認可保育所等を整備します。

【主な整備】

認可保育所の整備	<u>【R3】 1,570人（新規整備23か所）</u>
	【R2】 850人（新規整備18か所）
認定こども園の整備	<u>【R3】 124人（5か所）</u> 【R2】 446人（7か所）
小規模保育事業の整備	<u>【R3】 366人（15か所）</u> 【R2】 348人（20か所）

(3) 既存資源の活用

既存資源を活用し、ニーズの高い1歳児の受入れ枠拡大など、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業等の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

ア 幼稚園等での預かり保育等の拡充【拡充】

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園・認定こども園での預かり保育の充実を図るとともに、幼稚園で2歳児を受け入れる私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の拡大を進めます。

さらに、これらの事業を実施する幼稚園が、幼稚園教諭等に支給する住居手当の一部の補助を継続します。

（預かり保育実施園の拡大 【R3】 7園 108人 【R2】 12園 180人）

イ 保育ニーズの高い1歳児の受入れ枠拡大【新規・拡充】

保育ニーズの高い1歳児の新規受入れ枠を拡大するため、既存施設において、1歳児の定員増に加えて、比較的余裕のある0歳児の定員削減に助成を行うなど、保育ニーズに合わせた定員構成の見直しを進めます。

新設する保育所等においても、0歳児の定員を設定しない場合や既存施設と連携する1、2歳児に特化した保育所等の整備補助を創設し、受入れ枠拡大の取組を推進します。

ウ 年度限定保育事業の実施

新設保育所では4・5歳児から新規で利用を希望される方が少なく、開設後2年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児を期間限定（1年度）で受け入れます。

併せて、既存保育所や小規模保育事業においても、定員に空きがある場合、受け入れを進めます。（利用児童数 【R3】 190人 【R2】 75人）

エ 保育・教育コンシェルジュ等による相談支援

保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的として、保育を希望する保護者の方へきめ細かい相談支援を行います。

認可保育所のほか、横浜保育室や企業主導型保育事業、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。（配置人数 【R3】 40人 【R2】 40人）

(4) 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保

新型コロナウイルス感染症の影響も含め、依然として保育士等の確保が困難な状況です。事業者の、採用と定着の取組への支援の継続、充実を図ります。

【採用にかかる主な取組】

ア 保育士修学資金貸付事業

市内保育所などに従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、修学資金の貸付を実施します。(貸付対象数 **【R3】 50人 【R2】 33人**)

イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施します。

ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

ハローワークと連携し、潜在保育士などを対象とした「保育士就職支援講座」、「就職面接会」を開催します。

(保育士就職支援講座 **【R3】 3回 【R2】 2回**、就職面接会 **【R3】 3回 【R2】 2回**)

エ 保育所見学会

保育士養成施設の学生を対象に市内保育所等の現場を知ってもらう機会として、保育所見学会を実施します。実際に園を訪問するほか、WEB会議システムを利用したオンライン見学会も実施します。(**【R3】 6回 【R2】 1回**)

オ 保育士試験直前対策講座

保育士資格の取得を目指す市内保育所等の従事者に対する保育士試験直前対策講座を、映像配信で開催します。(**【R3】 2回 【R2】 2回**)

カ 保育所等 ICT 環境改善支援事業、市内保育所等の情報紹介サイト活用事業【新規】

保育所等において、WEB会議システムを利用した保育士等の採用活動を行うためのICT環境の改善支援や、民間事業者のWEBサイトを活用した保育所等の魅力や求人情報の発信を行います。

キ 民間団体の保育士確保支援

市内保育関係団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力発信する事業に対し、事業費の一部を負担します。

ク その他

市内保育所などに従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付や、保育士資格の取得を目指す市内保育所等の従事者に対する養成校受講料等の補助を実施します。

また、「よこはま保育士★就労促進キャンペーン」(例年12月～3月)として、就職支援講座、就職面接会の開催にあわせて、養成施設の学生や潜在保育士などへのPR強化を行います。

【定着にかかる主な取組】

ア 保育士宿舎借上げ支援事業【拡充】

保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舎を借り上げる際に必要な経費の助成を行います。（申請件数【R3】4,341戸【R2】3,700戸）

<補助実績>

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
1,000戸	1,809戸	2,502戸	3,227戸	3,700戸

イ 幼稚園教諭等住居手当補助事業【拡充】

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を実施する幼稚園が、幼稚園教諭等に支給する住居手当の一部を補助します。

（補助対象教諭等数【R3】346人【R2】314人）

ウ 処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を継続で実施します。

エ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える保育所等に対し、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣して園の課題に気づくきっかけとし、その課題に対しての助言等を行います。（派遣先【R3】30施設【R2】6施設）

オ 施設長等の人材育成の取組【拡充】

より良い施設運営・法人運営に向け、保育所などの施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施するとともに、横浜市と昭和女子大学の協定に基づく連携により、組織マネジメント力の向上を図ります。（組織マネジメント講習【R3】18回【R2】13回）

カ 保育士の子の優先的取扱い

保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いを実施します。

キ 保育所等における業務効率化推進事業【新規】

新型コロナウイルスの感染防止対策を行いながら保育の提供を行う保育所等に対し、保育士の業務負担軽減を図るため、ICT等を活用した業務システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。

ク 保育士等の職場環境改善事業【拡充】

保育士等の職場環境改善を図るための休憩室・更衣室等の整備の補助を実施します。（新規施設【R3】44件【R2】21件、既存施設【R3】16件【R2】76件）

ケ 保育体制強化・育成促進事業【拡充】

各施設において保育士等をより安定的に配置できるよう、ローテーション保育士の雇用費を拡充し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

(5) 質の確保・向上

研修・研究の実施による保育士の人材育成、監査や運営指導の実施により、保育の質の確保・向上を図ります。

ア 保育・教育の質向上の仕組みづくり【新規・拡充】

横浜で大切にしたい子どもの育ちや、学びと保育・教育の方向性を共有するために、保育・教育施設と行政が協力して作成した「よこはま☆保育・教育宣言」を基に、研修や事例紹介を通して、職員の理解を深め、保育の実践につなげます。また、保護者や地域に向けて広く周知を行います。

さらに、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる「保育・幼児教育センター（仮称）」の設置に向けて、教育センター基本構想の一部見直しと合わせ、教育委員会事務局とともに検討します。

（【R3】研修7回【R2】講演会1回（研修は中止））

イ 保育・幼児教育職員等研修事業【拡充】

保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応、食物アレルギー対応などの課題別の研修等を開催します。また、処遇改善の要件となる保育士等キャリアアップ研修を国の定めた7分野で開催します。さらに、研修参加の負担軽減とともに、コロナ禍においても保育の質の確保・向上を図るため、研修を一部オンライン化します。

（【R3】52講座【R2】38講座）

ウ 園内研修・研究の取組の支援

園の状況に応じた研修・研究を園内で実施できる人材育成研修のほか、修了者の支援や園長・施設長向けの研修を実施します。また、公開保育を一部オンライン化することで、参加者の負担軽減を図るとともに、コロナ禍においても参加を促します。さらには、新設の保育・教育施設及び、新たに私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園を対象に、各園の人材育成や課題解決を支援する園内研修・研究サポーターの派遣を実施します。

（園内研修リーダー育成研修【R3】7回【R2】6回、園内研修の実施に向けた施設長研修【R3】4回【R2】中止、園内研修リーダーフォローアップ研修【R3】3回【R2】中止、園内研修・研究サポーター派遣【R3】55園、165回【R2】50園、112回）

エ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。

（訪問施設数【R3】約480施設【R2】148施設）

オ 施設長等の人材育成の取組【拡充】【再掲】

より良い施設運営・法人運営に向け、保育所などの施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施するとともに、横浜市と昭和女子大学の協定に基づく連携により、組織マネジメント力の向上を図ります。

（組織マネジメント講習【R3】18回【R2】13回）

カ 保育・教育施設との情報受伝達方法の改善【新規】

保育・教育施設における風水害や感染症対策等、迅速で効率的な情報伝達のためのポータルサイトの新設に向けたモデル事業を実施します。

キ 保育体制強化・育成促進事業【拡充】【再掲】

各施設において保育士等をより安定的に配置できるよう、ローテーション保育士の雇用費を拡充し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

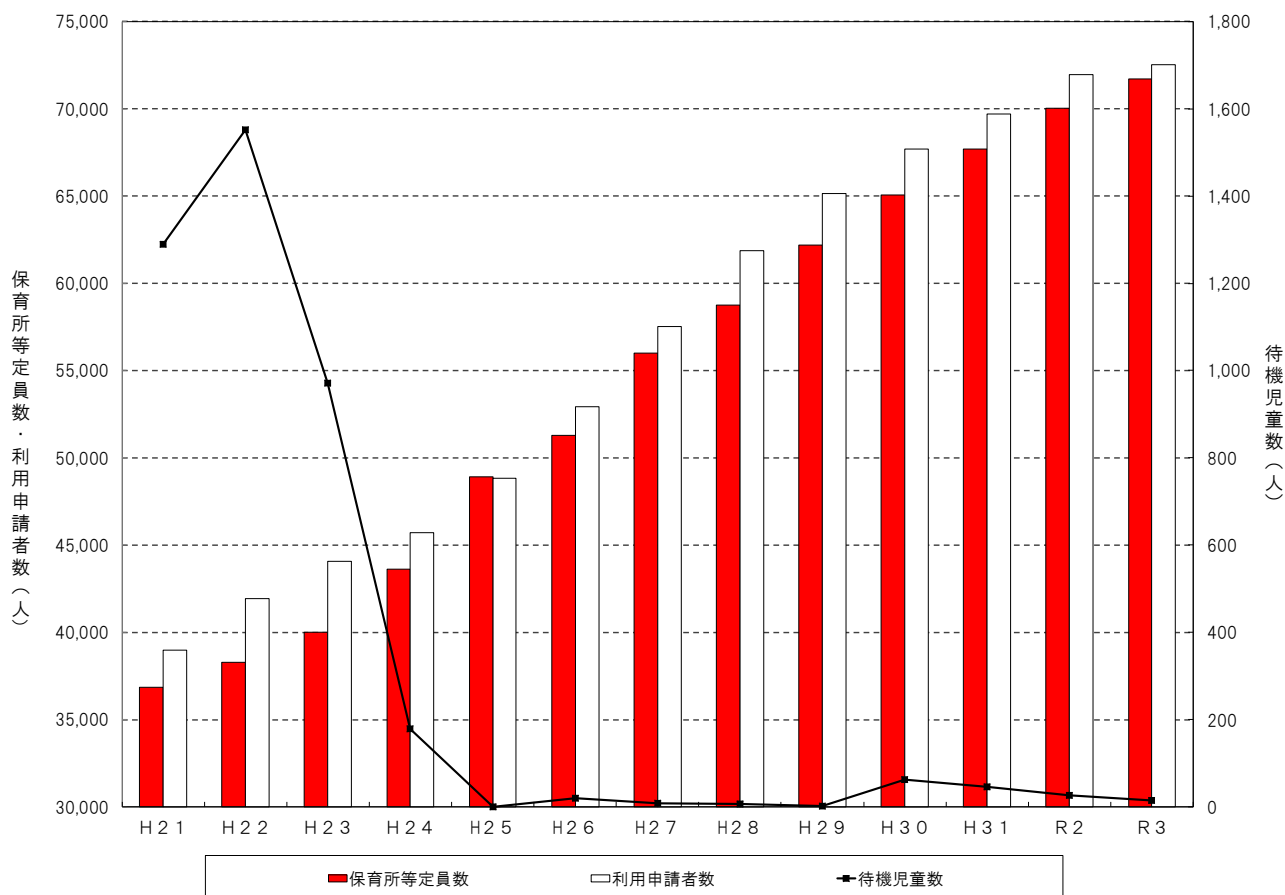
参考資料 1

令和3年度 区別保育所等の待機状況 ー令和2年度との比較ー

区名	令和2年4月1日現在						令和3年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	15,021	104	6,819	6,979	232	2	14,151	114	7,275	7,066	154	1
神奈川	11,234	80	5,170	5,142	248	2	10,885	84	5,325	5,177	222	0
西	4,960	37	1,920	1,919	122	2	4,751	37	1,956	1,934	131	1
中	6,038	42	2,214	2,183	146	1	5,661	45	2,310	2,201	89	2
南	7,552	47	2,914	2,999	186	3	7,105	48	2,925	3,053	126	1
港南	8,533	58	3,785	3,457	145	2	8,498	59	3,820	3,540	182	2
保土ヶ谷	8,546	55	3,711	3,529	183	2	8,348	55	3,744	3,614	125	0
旭	10,327	63	3,881	3,901	198	1	9,925	66	3,998	4,001	155	0
磯子	7,662	45	2,929	3,102	147	2	7,247	47	2,957	3,096	120	0
金沢	7,773	45	3,148	3,188	115	0	7,463	45	3,153	3,184	93	0
港北	18,612	132	8,479	8,349	447	7	18,179	140	8,933	8,757	356	5
緑	8,862	61	3,550	3,455	163	0	8,679	61	3,571	3,548	140	1
青葉	14,424	88	5,386	5,080	198	0	13,972	88	5,365	5,003	206	0
都筑	11,472	65	4,331	3,859	134	0	11,008	66	4,325	3,876	121	0
戸塚	14,101	86	5,500	5,401	380	1	13,666	91	5,595	5,567	322	3
栄	4,756	23	1,590	1,664	142	0	4,667	24	1,665	1,731	92	0
泉	6,529	45	2,951	2,657	121	0	6,408	45	2,964	2,635	124	0
瀬谷	5,101	30	1,737	1,648	114	2	4,936	31	1,817	1,702	84	0
合計	171,503	1,106	70,015	68,512	3,421	27	165,549	1,146	71,698	69,685	2,842	16

参考資料 2

待機児童数等の推移

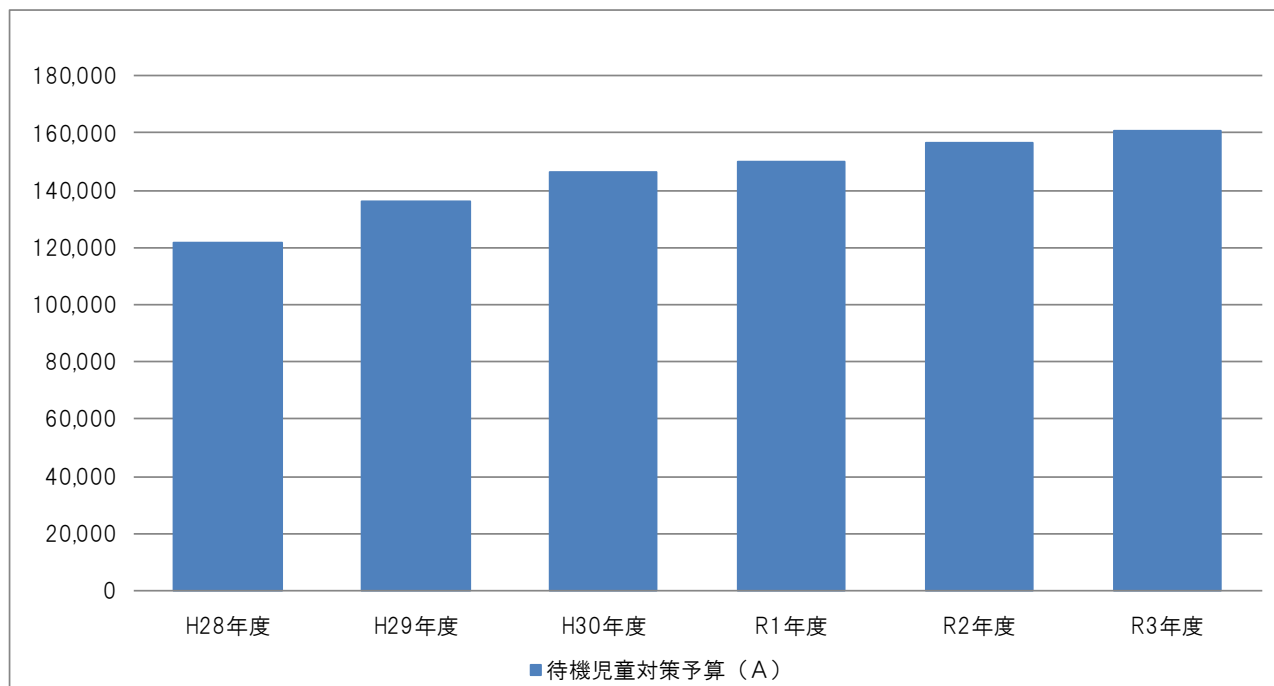


	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
保育所等施設数	420	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063	1,106	1,146
保育所等定員数	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689	70,015	71,698
就学前児童数 (A)	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243	171,503	165,549
利用申請者数 (B)	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708	71,933	72,527
申請率 (B/A)	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%	41.9%	43.8%
利用児童数	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477	68,512	69,685
保留児童数	3,296	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231	3,421	2,842
待機児童数	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46	27	16

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。
 ※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

参考資料 3

平成 28 年度から令和 3 年度の待機児童対策予算の変遷



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
待機児童対策予算 (A)	121,544	136,166	146,229	149,869	156,437	160,854
うち保育所等運営費予算	107,953	122,633	133,525	137,198	143,613	148,415
横浜市一般会計予算 (B)	1,514,316	1,645,892	1,730,007	1,761,506	1,740,016	2,007,261
(A) / (B)	8.0%	8.3%	8.5%	8.5%	9.0%	8.0%

参考資料 4

利用調整基準

(基準の考え方)

- ※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。
- ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。
- ※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。
- ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づき A～I の順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。
- ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	B
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	F
	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。	G
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする。)	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児 (者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児 (者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児 (者) の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児 (者) の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 64 時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上かつ週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している (派遣職員は除く)」場合 (市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合 (転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1